

学校給食について

喜多方市立第二小学校

1, 給食の実施について

- (1) 週5回の完全給食です。
米飯3回(月・水・金)、パン1回(火)、めん1回(木)
- (2) 給食は、年間給食費を10ヶ月平均で徴収します。
- (3) 不要な食品添加物や農薬の少ない食材の使用を基本とし、より安全な給食を提供します。

2, 給食の停止と返金について

- (1) 長期欠席、出席停止などの理由で事前に報告があった場合、給食を停止します。担任にご連絡ください。
- (2) 報告のあった2日後より給食を停止し、欠食回数が連続して5日以上になる場合に返金します。

3, 給食の用意について

- (1) 給食当番用エプロンは、当番だった児童が金曜日に持ち帰ります。洗濯、アイロンがけをして、月曜日に持たせてください。
- (2) 個人用給食袋には、ランチョンマット、マスクを入れておきます。金曜日に持ち帰りますので、洗濯をして、きれいなものを月曜日に持たせてください。

4, 食物アレルギーへの対応について

- (1) アレルギー対応食の対象定義
 - 医師の診断により、食物アレルギーと診断され、原因食品(アレルゲン)が特定されていること。
 - 家庭でも原因食品の除去を行うなど、医師の診断に基づいて食事療法を行っていること。
- (2) 実施の手順
 - 前年度2月下旬までに、「食物アレルギーに関する調査票」を提出していただきます。また、医師の診断書等についても提出をお願いします。年度途中でも対応しますので、遠慮なく担任までご相談ください。
- (3) 実施の方法
 - 通常の献立を基本としています。
 - 原因食品の除去を原則とし、設備や給食費の対応ができる範囲で、代替食品を準備します。
 - 学校では、誤配膳に十分注意します。
 - アレルギー対応食の給食費は、原則として同額とします。ただし、牛乳を停止している場合は、返金の対象となります。

5, その他

- (1) 欠席児童の給食は、食品衛生、伝染病予防、交通事故防止等により届けません。